

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年12月15日（木）15時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、高木係長
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当13名（うちテレビ会議システムによる出席8名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）について、資料に基づき、以下のとおり前回からの変更点の説明があった。
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の概要について
 - 敷地周辺の放射線防護について
 - 作業者の被ばく線量の管理について
 - 設計上の考慮について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメントを伝えた。
 - 耐震クラスを設定するための公衆被ばく線量の評価に当たって、瓦礫等が飛散する期間を7日ではなく1日としている根拠について、対策の成立性の観点から、対策に必要とされる体制・手順（指揮命令系統、作業上の判断基準、作業に要する時間等）や資源（資機材の種類及び数、保管場所、要員数、使用できるアクセスルート等）とそれらの設定根拠を示すこと。
 - 福島第一原子力発電所において、地震により安全機能が喪失してから7日以降に期待できる外部支援について、その基本的な内容を示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係る実施計画の変更について

以上